

## 《2》横浜市の温暖化対策

1 はじめに  
〜環境モデル都市・ヨコハマ〜

横浜市は、「横浜市脱温暖化行動方針（C.O.D.O.30）」で、平成37年度までに温室効果ガスを30%以上削減するという大幅な削減目標を掲げている。平成21年度は、今後5年間に具体化・検討する予定の施策を取りまとめた「横浜市脱温暖化行動方針（C.O.D.O.30）ロードマップ」が動き出す初年度であり、脱温暖化行動を本格稼働する年として位置づけられている。日本最大の市として、大胆かつ着実な温室効果ガス削減の取り組みを進めていく。

2 横浜市における  
これまでの温暖化対策

地球温暖化の問題は、国際的には、世界気象機関や国際学術連合等で1970年代末から研究が行われ、平成4年（1992年）にブラジルのリ

オデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」や、「気候変動に関する枠組条約」の採択を契機に、地球環境問題の中でも特に重要な課題として扱われるようになってきた。

平成9年には、気候変動枠組条約の第3回締約国会議が京都において開催され、世界各国がともに温室効果ガス排出削減に取り組むことを盛り込んだ「京都議定書」が採択された。この「京都議定書」で示された数値目標は、先進国全体で平成20年から平成24年の5年間平均の温室効果ガス総排出量を平成2年レベルからさらに5.2%削減するというものである。

一方、国内に目を向けると、平成元年に「地球保全に関する関係閣僚会議」が開催され、その翌年（平成2年）に「地球温暖化防止行動計画」を策定するなど、政府レベルでの温暖化に対する取り組みが始まった。

また、「京都議定書」において、日本の目標として温室効果ガスの6%削減を約束したことを受けて、平成10年に地球温暖化防止のための対策に関する基本的な考え方や講ずべき地球温暖化対策を示した「地球温暖化対策推進大綱」が発表された。

さらに同年には「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正による規制強化や、温暖化防止を目的とする我が国初めての法制度となる「地球温暖化対策の推進に関する法律」の公布により、これまでの「排出自由」の考え方を改め、国、地方公共団体、事業者、国民の全ての主体の役割を明らかにすることとなった。

横浜市では、全国に先駆け、平成5年に、省エネルギー型社会への転換を図り、地球温暖化防止や大気汚染、エネルギー資源の有限性などに対応するため「横浜市エネルギービジョン」を策定し、市民・事業

者・行政が一体となって温暖化防止のためにエネルギーの効率的な利用を推進すべく行動を開始した。

また、平成8年9月に環境分野の基本的な計画として策定した「横浜市環境管理計画」において、計画が目指す都市環境像の一つである「地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市」の実現に向け、「地球温暖化対策の推進」を基本施策の一つに位置づけ、省エネルギーの普及や新エネルギー導入施策に取り組んできた。

## ①横浜市地球温暖化対策地域推進計画の策定

「京都議定書」の採択や、「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定など、国内外の温暖化対策の活発な動きをうけ、横浜市では、平成13年12月、市域から排出される温室効果ガスの削減目標を定め、温暖化対策を総合的に推進するため

執筆

越智 洋之

地球温暖化対策事業本部  
地球温暖化対策課担当係長

「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。

計画で定める温室効果ガスの削減目標は、京都議定書における達成目標である、平成2年度比6%削減を基本として、人口の増加や商業・業務機能の集中が顕著であるといった本市の特性に十分配慮し、「平成22年度における一人当たり温室効果ガス排出量を平成2年度比で6%以上削減する」こととした。

## ②地域推進計画に基づく取組

計画で定めた温室効果ガスの削減目標の達成に向け、同計画に掲げた内容を具体化するものとして、平成14年10月に、市民・事業者・行政等からなる「横浜市地球温暖化対策地域協議会」（注1）を設立した。協議会の最初の取り組みとして、地球温暖化防止活動推進員（注2）、市民活動団体、市民（公募）、事業者、報道関係、学識経験者、横浜市などで構成した検討委員会を立ち上げ、市民・事業者の具体的な取組に関する事項を協議し、平成15年5月に「エコハマ温暖化防止アクションプラン」として取りまとめた。

アクションプランでは、「理解」と「実践」をキーワードに、①環境教育・環境学習プロジェクト

②エネルギー使用総点検（省エネルギー行動の推進）プロジェクト ③新エネルギー導入プロジェクト、の3つの実践行動に取り組むこととし、平成15～19年度に実施する内容を具体的に示している。協議会では、市民への普及啓発ツールとして毎月の電気・ガス・水道などの検針票や領収書から、エネルギー使用実績を記載し、家庭からの二酸化炭素排出量を算出する「エコハマ環境家計簿」を作成し、イベントなどの機会を捉えて広く活用を呼びかけるなど、

家庭における取組の推進を図ってきた。また、学校への出前講座の実施など環境教育へも取り組んできている。横浜市は、協議会などと連携した出前講座の実施の他、環境副読本の作成や、地域で様々な環境保全・再生・創造の取組を積極的に行っている個人・団体・企業、児童・生徒・学生に対し、横浜環境活動賞による表彰などを実施してきた。また、平成16年から「子ども省エネ大作戦」の取組を開始した。これは、市内の小中学生が夏休み期間中に省エネ行動に取り組み、その取組成果を市内企業が協賛し、その寄付金を国連世界食糧計画（WFP）が地球温暖化対策

に有効な植林事業に活用する仕組みとなっている。この取組は、平成18年4月に横浜市で開催された「持続可能な開発に関する教育に関する地域の拠点づくり専門家会合（主催国連大学高等研究所）」において本市の取組事例として報告し、海外の会議参加者から高い評価を受けている。（注3）

一方、事業者への対策としては、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく「横浜市地球温暖化対策計画書制度（平成15年4月）」を創設した。これは、温室効果ガスの排出量が相当程度多い大規模事業所に対して、温室効果ガスの排出抑制に関する計画書、報告書を作成・提出することなどを義務づけたものである。また、建築物についても、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物を建築する建築主に対し、環境配慮の取組計画等を記載した建築物環境配慮計画を作成・提出を義務付ける「建築物環境配慮制度（CAS BEE横浜）（平成17年7月）」を創設し、建築物の環境への負荷低減を促してきた。

新エネルギーの導入については、平成15年度から家庭への導入促進策として住宅用太陽光発電システムの設置補助を開始している。また、区庁

舎や小学校等への太陽光発電システムの設置を始めとする公共施設への新エネルギーの率先導入や、CNG（圧縮天然ガス）自動車やハイブリッド自動車など環境にやさしい自動車について、市役所への導入の他、事業者への導入補助の実施などによる導入拡大を図ってきた。

## ③横浜市役所地球温暖化防止実行計画

事業者としての横浜市役所の取り組み、横浜市役所から排出される温室効果ガスは、市域全体の総排出量の約5%（注4）を占めており、市役所は市内の大排出事業者としての側面を有している。したがって、地域推進計画を推進するにあたっては、市民・事業者に対して模範となるべく市役所自身の率先した取組が求められていた。

その中でも特筆すべきは「夏は夏らしく過ごそう」の取り組みの展開である。平成14年から横浜市独自に「省エネルギー強化期間」を設けて、市長が先頭に立ち、暑さをしのぎやすいノーネクタイ・軽装での職務を実践した省エネルギー行動を実施した。この取組は、翌年度には、神奈川県と共同取

（注1）平成19年10月に任意団体として発

展改組し、現在は、「横浜市地球温暖化対策推進協議会」として活動している。

（注2）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する方々で、都道府県知事の委嘱により活動するボランティアのこと。今回の法改正において、政令市、中核市の長においても委嘱することが可能となった。

（注3）

毎年度取組内容を拡大し、平成20年度は、参加児童が21,248人、協賛企業64社から126万円の協賛金を得た。取組効果としては、温室効果ガス排出量約440トン（杉の木に換算する）と31,200本分の年間吸収量。WFP国連世界食糧計画を通じて南アフリカのマラウイ共和国に植林予定。

（注4）

平成15年度当時の割合。現在は約4%程度となっている。

組に拡大するとともに、平成16年度には、川崎市や地元経済団体等も含めた県内の共同取組へと拡大した。さらに、平成17年度には、八都県市の共同取組に拡大するとともに、国のクールビズに発展するなど、行政の率先実行の代表的な事例となった。

平成15年3月、地域推進計画の策定を受けて、市役所自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むことを目的として「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定した。この計画では、事業分野ごとの目標を定めており、市役所全体として平成18年度の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成12年度より12%以上削減することを目標とした。

(注5) 目標達成に向けた主な取り組みとしては、公共建築物の省エネルギー化をはかるESCO事業が挙げられる。この取組を効率的に推進するため、公共建築物の使用エネルギーの調査結果をもとに経済性や事業可能性を検討し、平成16年度に「横浜市公共建築物ESCO事業導入計画」を定め、着実に推進を図ってきている。また、「G30」での大幅なごみ削減により、一般廃棄物処理

事業において大幅な温室効果ガス削減につながっている。なお、こうした取り組みにより、計画期間である平成18年度には削減目標を達成した。そこで平成19年3月に計画を改訂し、平成22年度の本市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、平成12年度以上の削減を目指すこととして取り組んでいる。

その他、市内の一大消費者でもある市役所の温暖化対策として、平成14年4月に「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」を定めた。環境に配慮した物品等の調達・役務の提供を進めるとともに、当該年度の品目ごとの調達目標を定めた「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」を毎年度作成し、調達実績について公表している。

なお、実行計画の推進にあたっては、平成16年度に認証取得したISO14001(注6)を活用し、全庁を挙げて取り組んでいる。

④横浜市地球温暖化対策地域推進計画の改訂  
ロシア共和国の批准により、平成17年10月「京都議定書」が発効し、日本政府の目標は対外的な拘束力をもつ約束

となった。我が国は、平成20年から始まる第1約束期間における削減目標達成に向けては、依然として厳しい状況が続いていた。この状況は横浜市も同様であり、これまで述べてきたような様々な取組を行っていても関わらず、平成15年度をピークにやや落ち着いてきてはいるものの、温室効果ガス排出量は、平成22年度の削減目標達成には厳しい状態が続いていた。(図1)

そこで、平成17年度に、市内から排出される温室効果ガスの着実な削減を確かなものとし、さらに長期的な温室効果ガスの削減を可能とする経済・社会につなげていくため、地域推進計画を見直すこととし、約1年半の検討を経て、平成18年10月に改訂した。計画の内容は、平成22年度の削減目標達成を確かなものとするため、本市の温室効果ガスの排出特性などから、「家庭部門」、「業務部門」、「運輸部門」を重点的に推進する部門として、10の重点行動を定めている。(図2)

なお、今回の改訂では、国内外の動きとして「京都議定書」の第1約束期間以降の中長期的な大幅削減を視野に入れた温暖化対策へのシフトが見られていることから、平成22年

度の目標達成に向けて着実に計画を推進するとともに、本市においても中長期を視野に入れた検討を引き続き行っていくとした。平成19年度からの「横浜市脱温暖化行動方針(CO・DO30)」、「横浜市脱温暖化行動方針ロードマップ」の策定につながる流れは、これを受け形が進められていったのである。

(注5) 平成18年度の削減目標を達成するとともに、計画を改訂し、現在は、平成22年度削減目標を定め取組を推進している。  
(注6) 対象組織を順次拡大し、平成18年度に市役所の全組織で認証取得。約4万4千人規模(平成18年度当時)の取得は、全国の自治体で最大規模となっている。(平成20年度…4万7千人)なお、ISO規格への適合を自己決定・自己宣言する手法への転換に向け、全体の仕組みの再構築も含めた見直し作業を進めている。

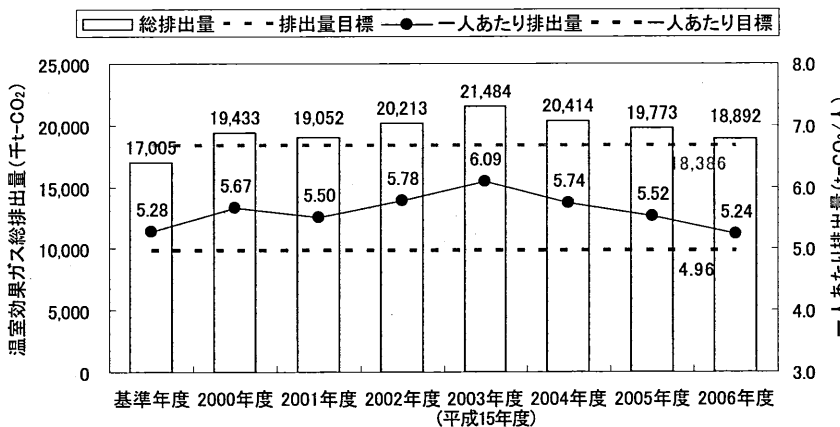


図1 横浜市の温室効果ガス排出量の経年変化 (地球温暖化対策事業本部)

### ⑤改訂後の主な取組

改訂後の取組は、「環境と経済の融合」を視野に入れて、これが特徴的である。これは、これまで、市民や事業者が経済活動を行う上での制約要因と捉えられていた側面もある温暖化対策を、社会経済活動の中に内在化させていく仕組みを構築することが、温室効果ガス排出量の実質的な削減には不可欠であるとの認識からである。

主な取組例として、横浜市風力発電所「ハマウイング」が挙げられる。ハマウイングは、横浜港のほぼ中央に位置する瑞穂ふ頭（神奈川県鈴響町）に設置し、平成19年3月から、本市の温暖化対策のシンボルとなるべく供用を開始した。現在は、より多くの方に身近で風車を体験し、具体的な脱温暖化行動を起こすきっかけとするため、親子施設見学会など、見学ツアーなどを随時実施し好評を得ているところである。この事業は、基本的に市の税金を使わない仕組みとなっている。具体的には、工事費は、国等からの補助金と横浜市債「ハマ債風車（かざぐるま）」の発行により賄い、市債の償還財源は、電力会社からの売電収入と「Y(ヨコハマ)グリーンパートナー」として

企業からの協賛金収入を充てている。この仕組みは、市民参加型公募債など金融手法を活用した新エネルギー普及の優良事例として高い評価を受けている。（注7）

また、平成19年10月～12月には、マイカー利用から鉄道利用への転換など、市民の脱温暖化行動を促進するために、インセンティブとしての環境ポイントを活用した仕組みの構築に向けて、東京急行電鉄株式会社と協働した社会実験を実施している。その他、中小企業の優れた技術力や新製品を横浜市が認定、活用、PRまで一貫した支援を行う横浜版SBI R（注8）に、新たに環境部門を設置し、温暖化対策関連の事業化や製品の市場開拓の促進などにより、環境市場の形成に向けた取組を開始している。

### 3 組織体制の整備

地球温暖化対策事業本部の設置へ

以上の計画に基づく取組を着実に進めるために、これまで推進体制の強化を随時行ってきた。

当初は、環境保全局（環境創造局）環境政策課において取組を推進していたが、エコハマ温暖化防止アクションプ

ランの策定など温暖化対策の強化に併せ、平成15年度から、同局に環境にやさしいまちづくり課を設置し、取組を推進してきた。

その後、平成17年度に、環境保全局・下水道局・緑政局の3局が統合して誕生した環境創造局において、温暖化対策課を設置し、温暖化対策に特化して取り組むこととなった。

温暖化対策課では、前述の地域推進計画の改訂に加え、中長期の大幅な温室効果ガスの削減を定めた「横浜市脱温暖化行動方針（C O D O 30）」を平成20年1月に策定した。

このC O D O 30を推進するにあたっては、より強力なリーダーシップの発揮が必要との認識から、平成20年4月に局相当の組織である「地球温暖化対策事業本部」を設置した。

現在の事業本部の体制は、事業本部長以下、課長4名、係長9名、職員22名に、温暖化政策アドバイザーとしてNPOの方に参画をいただき、総勢37名となっている。また、このうち、企業からの研修派遣3名のほか、課長1名、職員1名は民間からの採用となっている。これは、事業本部の特徴である、フラットな組織体制に基づく迅速な意志決定に加え、施策の検討段階から多

様な視点に基づく議論が出来る体制を整備し、市役所全組織にまたがる温暖化対策の総合的な調整役として、また、横浜市の地球温暖化対策の牽引役としての働きが求められているからである。

### 4 おわりに

横浜市は平成20年7月、温室効果ガス排出量の大幅削減などにより「低炭素社会」への転換を進め、国際社会を先導していく「環境モデル都市」として、政府から選定された。これは、「G30」の実現や「夏は夏らしく過ごそう」などの市民の力を原動力に環境対策を推進してきた実績に加え、「C O D O 30」など大幅な削減目標を掲げ、再生可能エネルギーを10倍に普及するなど先進的な温暖化対策をめざしていることなどが評価されたと

いえる。

今後は、市民の知恵がつくる環境行動都市として地域一体となって目標達成に向け取り組む姿を、日本のモデルとして示していくことで、将来の低炭素化へ向けた一翼を担っていきたいと考えている。

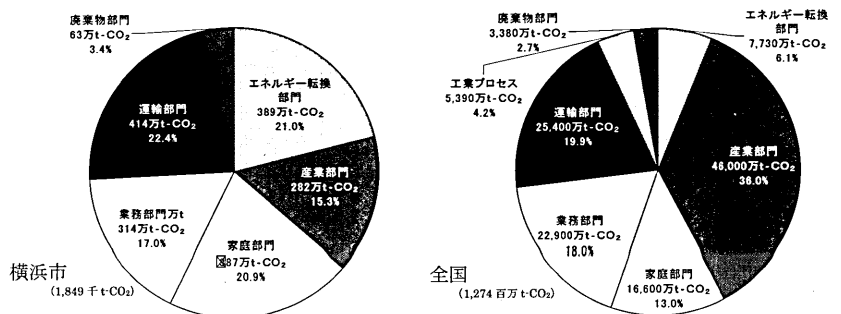


図2 平成18年度二酸化炭素排出量の構成比（地球温暖化対策事業本部）

（注7）

第12回新エネルギー大賞（財団法人新エネルギー財団）、第5回かながわ新エネルギー賞を受賞（いずれも平成19年度）。「ハマ債風車」は、発売わずか3日間で約3億円が売り切れるという大きな反響であった。また、「Y(ヨコハマ)グリーンパートナー」についても、1口あたり年間100万円・協賛期間10年（募集総口数45口、協賛企業へは毎年グリーン電力証書を発行するという条件にもかかわらず、主に市内に事業所を持つ15社・グループの協賛を得ることができ、まさに、横浜市民・事業者の「市民力」に支えられている結果となった。

（注8）

①③④ 事業部門の検討からP21  
②参照